

## 長野県信濃美術館展示施設利用許可要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長野県信濃美術館条例（昭和51年3月29日条例第24号、以下「条例」という。）及び長野県信濃美術館規則（昭和45年3月30日教育委員会規則第6号、以下「規則」という）に定めるもののほか、展示施設の利用許可について必要な事項を定めるものとする。

### (利用目的)

第2条 展示施設の利用目的は、芸術文化の発表及び普及を目的とした展覧会等の開催とする。なお、利用目的以外の利用及び第三者への転貸は認めないものとする。

### (許可対象)

第3条 利用許可の対象者は、前条の利用目的による事業を行う個人・団体とし、次に掲げる順位で利用許可を決定するものとする。

- (1) 県等が共催して利用する団体の事業
- (2) 県等が後援して利用する団体の事業
- (3) 美術団体が利用する事業
- (4) 個人が利用する事業
- (5) 前項以外に、館長が特別に承認する事業

### (利用期間)

第4条 利用期間は、年度ごとに長野県信濃美術館（以下「美術館」という。）が定める期間内であって、展覧会等の開催期間に、搬入・展示・搬出等に要する期日を加えた期間とする。

### (利用時間)

第5条 利用時間は、美術館の開館時間内とする。

### (利用対象施設)

第6条 利用対象施設は、条例の定めるところによる。

### (利用料金)

第7条 利用料金は、条例の定めるところによる。

### (利用許可申請等)

第8条 規則第3条第1項に定める許可申請に係る手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可申請を希望する者（次号及び第3号において「希望者」という。）は、第4条に定める展示施設の利用期間が通知された日の翌日から60日以内に「長野県信濃美術館展示施設利用許可希望書」（様式第1号）（以下「利用許可希望書」という。）を美術館に提出する。
- (2) 美術館は、利用許可希望書の受付期日後30日以内に、「長野県信濃美術館展示施設利用許可希望結果通知」（様式第2号）を希望者に送付する。
- (3) 前号の通知を受領した希望者（以下「申請者」という。）は、同通知受領後30日以内に規則第3条第1項に定める事項を記載した「長野県信濃美術館展示施設利用許可申請書」（様式第3号）（次号及び第5号において「利用許可申請書」という。）を美術館に提出する。
- (4) 申請者は、利用許可申請書の提出に当たり、条例第15条に定める利用料金の減免を希望する場合

は「長野県信濃美術館展示施設利用料金減免申請書」(様式第4号)(次号において「利用料金減免申請書」という。)を美術館に提出する。

(5) 美術館は、利用許可申請書及び利用料金減免申請書を受付後2週間以内に、「長野県信濃美術館展示施設利用承認通知書兼請求書」(様式第5号)(以下「請求書」という。)を申請者に送付する。

(6) 請求書を受領した申請者は、同請求書に記載された期限までに、第7条に定める利用料金を美術館に納付する。なお、納付は美術館が指定する金融機関預金口座への振込により行うものとする。

(7) 美術館は、前号の利用料金の納付を確認後直ちに、規則第3条第3項に定める「長野県信濃美術館展示施設利用許可書」(様式第6号)(次条において「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用取消届)

第9条 前条第1項第7号の利用許可書の交付を受けた者が、規則第4条の規定により利用取消を行うときは、「長野県信濃美術館展示施設利用取消届出書」(様式第7号)を美術館に提出するものとする。

2 美術館は、前項の届出書が提出されたときは、前条第1項第6号により納付された利用料金の全額を申請者に還付するものとする。ただし、規則第4条の規定に違反した場合は、これを還付しないものとする。

(遵守事項)

第10条 規則第5条第1項第4号に規定する教育委員会の承認を得て定める事項は、「長野県信濃美術館展示施設利用上の注意事項」に記載の事項とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、展示施設の利用について必要な事項は館長が定める。

## 附 則

1 長野県信濃美術館展示室使用要領(平成17年3月20日)は廃止する。

2 この要領は、平成22年10月1日から施行する。